

## 特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項及び同法第13条第3項の規定により、平成31年3月14日付けで次の9法人の設立の認証を取り消しました。

## 1 取消理由及び取消しとなった法人の概要

(1) 3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため。

(特定非営利活動促進法第43条第1項の規定による取消し)

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 小樽トラスト協議会	小樽市花園4丁目1番1号おたる無尽ビル	この法人は、小樽のもつ貴重な歴史と文化の有形無形の財産を未来へ継承していくため、市民の心と力を結集し、保存活用に向けた様々な活動を進め、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 循環型社会立案サポートセンター	上川郡美瑛町字美沢美生54番地13	この法人は、北海道において、循環型社会（人と環境の両方にやさしい共生社会）を実現するため、幅広い分野の専門家が集まり、それぞれの専門知識や経験を集めて、安心して暮らせる「まちづくり」をめざし、高齢者の社会参加、障害者の自立等を支援しながら地域医療や福祉の向上、地域産業活性化に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 みんとヘルプ	北見市北上356番地の32	この法人は、企業経営者、労働者、その他一般市民に対して、公的資格者及び専門的な知識を持っている市民がその能力を一市民として活用し、経営、労働、福祉、環境等様々な市民生活上起こりうる問題の解決を図る事業及び介護を要する市民への支援事業を行い、市民の社会的自立を促し、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 オホーツクげんき食堂	北見市並木町510番地67	この法人は、高齢者、身体に障がいを持つ人たちを対象に高齢者、身体に障がいを持つ人たちから持ち込まれた食材を用い希望する料理を提供し、またその食事の調理も高齢者、身体に障がいを持つ人がおこなうことにより社会福祉に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 地域福祉支援センターみず紀	函館市堀川町10番4号	この法人は函館市及び周辺地域の高齢者に対して、保健・医療又は福祉の増進に係わる活動を行い、楽しい老後を元気で過ごすためのきめ細かいサービスを提供することをもって、福祉で地域社会に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 アジア子ども教育支援ネットワーク	北見市東相内町189番地1	この法人は、アジアの子どもたちに対して、教育に関する事業を行い、アジアの子どもたちの教育の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 エコビレッジしむか っぷ	勇払郡占冠村字中央	この法人は、占冠村の森林、河川など自然環境との共生と再生を創造、実践することを通じて地域社会、地域経済、地域文化の振興と自然と共に暮らす人づくりに貢献することを目的とする。森林、河川の環境保全活動と自然体験プログラムの連動と地域住民の融合による着地型ツーリズムを確立し、「自然体感・しむかっぷ」の具体的提供を通じ観光資源化して地域活性化を図る。また、森林文化、木育の振興のための企画、運営と森林資源の有効活用のために木質バイオマスの研究、利活用を図り持続可能な地域社会づくりに貢献する事を目的とする。
NPO法人スポーツ &レクリエーション 開発協会	日高郡新ひだか町三石西 端212番地の1	この法人は、本邦に居住する者に対して、スポーツやレクリエーションを通じ、地域の活性化と、本邦に居住する者の健全育成に寄与することを目的とする。

(2) 設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記を行っていないため。

(特定非営利活動促進法第13条第3項の規定による取消し)

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 e a r t h	函館市柏木町7番17号	この法人は、広く市民に対して、休耕地を再生活用した農業を中心に、ITと農業をつなげた新しい農業スタイルを発案し、農業の更なる発展及び活性化・地域住民の雇用創出、地域経済の発展、また、農業の第6次産業促進に寄与することを目的とする。また農業を通じて、子供たちへの食育を行っていくと共に、野菜づくりやその野菜を使った、お弁当、総菜づくりに高齢者や障害者を積極的に雇用し、機能訓練を行い機能的・社会的予後に寄与することも目的とする。

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第13条（成立の時期等）第3項

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても第1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。